

## 青森県教育委員会第836回定例会会議録

1 期 日 平成30年9月5日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時13分

4 場 所 教育庁教育委員会室

### 5 議事目録

- 議案第1号 平成30年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県三内丸山遺跡センター規則案について・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

### 6 出席者等

- ・出席者の氏名  
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹
- ・欠席者の氏名  
杉澤廉晴
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内学校教育課長、赤尾教職員課長、高橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
豊川委員、町田委員
- ・書記  
小関英規、藤田真希也

### 7 議 事

議案第1号 平成30年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

（児玉参事）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して、議会に提出するとともに、公表することとされている。

この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について、報告書を作成するものである。

点検・評価に当たり、県が実施している、青森県基本計画の成果を検証する「政策点検」の仕組みを用いたところであり、青森県総合計画審議会の意見を知見として活用し、報告書を取りまとめている。

報告書の概要であるが、青森県基本計画の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会に関する10の施策ごとに、平成29年度の取組状況を、現状と課題を表す指標等を用いながら点検するとともに、現状と課題を踏まえた今後の取組の方向性について評価している。

なお、報告書につきましては、この後、県議会に提出するとともに、県教育委員会のホームページで公表する予定としている。

(野澤委員)

報告書は、知事部局の点検評価と同じような形式になり、見やすくなった。報告書は10の施策ごとに「前年度の取組状況」「施策の現状と課題を表す指標等」「現状・課題と今後の取組の方向性」「前年度の主な事業」の項目で構成されており、この構成はよい。

しかし、教育委員会の事業はグラフ化、数値化できない事業があると感じる。グラフ化、数値化できない事業は、報告書に掲載されないのではと危惧されるため、各課等において実施している事業を羅列でもいいので参考として掲載してはどうか。

(児玉参事)

報告書は、教育基本振興計画の項目に沿って点検・評価を行うという形で作成している。次回から評価の観点等を含めて検討させていただきたい。

(豊川委員)

今後の取組の方向性について、課題を解決するための具体策を取り上げて作成していただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第1号は原案のとおり決定する。

## 議案第2号 青森県三内丸山遺跡センター規則案について

(増田文化財保護課長)

本議案は、平成30年3月に公布された青森県三内丸山遺跡センター条例第8条の規定に基づき、三内丸山遺跡の保存及び活用を行う三内丸山遺跡センターの管理に関し、組織体制等必要な事項を定めるものである。

規則の概要について説明する。

- (1) センターに、総務課と保存活用課を置き、
- (2) 所長、その他の職員を配置することとしている。
- (3) 開所時間については、これまでと同様、6月から10月までが午前9時から午後6時まで、11月から翌年5月までが午前9時から午後5時までとしている。なお、ゴールデンウィーク期間中は、所長が必要と認める場合として、午後6時閉館としたいと考えている。
- (4) 休所日については、これまでと同じく12月30日から1月1日までに加え、毎月第四月曜日と、所内整理日として年間10日以内を設けることとしている。
- (5) 学習活動として観覧する小・中・特別支援学校の引率教職員、障害者手帳所持者、

老人福祉施設入所者等は、使用料を免除することとしている。

(6) センターの円滑な運営に資するため、有識者等で構成する三内丸山遺跡センター運営協議会を設置することとしている。その他、必要な事項など、全12条で構成している。

また、施行期日については、平成31年4月1日からとしている。

(野澤委員)

青森県三内丸山遺跡センター規則案では、センターの所掌事務が定められている。三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会の提言を踏まえ、具体的にどのような業務に取り組んでいくのか伺いたい。

(増田文化財保護課長)

三内丸山遺跡を次世代へ継承するため、遺跡及び遺跡の出土品の保存・活用に取り組むことが三内丸山遺跡センターの使命になる。

具体的には、縄文時遊館に増築整備した新展示・収蔵施設を活用し、三内丸山遺跡出土品の量を実感できる一般収蔵庫の公開や魅力的な特別展の開催などにより、三内丸山遺跡や縄文文化の価値や魅力について、積極的に情報発信することとしている。

また、遺跡の復元建物の適切な維持管理やこれまでの発掘調査等の成果を踏まえた史跡整備の実施により、縄文のむらの風景づくりを推進するとともに、多様化する来場者のニーズを踏まえたサービスの充実に取り組むこととしている。

これらの取組を通して、三内丸山遺跡が縄文遺跡群の中核として、世界遺産登録へ向けた気運醸成に、企画政策部世界文化遺産登録推進室と連携して取り組みたいと考えている。

(野澤委員)

北海道・北東北縄文遺跡群が世界文化遺産への推薦候補となったこともあり、ますます、三内丸山遺跡センターの役割が重要になると感じる。

平成31年4月のセンター開館に向けどのように取組を進めていくのか伺いたい。

(増田文化財保護課長)

三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会の提言を踏まえ、平成30年2月に三内丸山遺跡の今後の保存活用の取組方針を示したところである。取組方針では、4つの項目を示している。

まず、1つ目は縄文時遊館を活用した取組である。今年度は平成30年11月に増築施設の一般公開を行う。平成31年4月から企画展示収蔵施設を本格オープンし、魅力的な特別展と体験学習等の実施を掲げている。

2つ目は縄文のむらの環境作りの推進である。今年度は有識者による施設整備検討委員会を設置し、史跡の整備等について検討することとしている。平成31年度以降については、復元建物等の適切な維持管理及び検討結果を踏まえた史跡整備を実施することとしている。

3つ目は来場者サービスの充実である。今年度は外国人見学者の受入企業の強化及び利便性の向上を図る取組を進めてることとしており、平成31年度以降はそれを継続して行うこととしている。

4つ目は管理運営体制の充実である。今年4月から、これまで美術館で行ってきた遺跡

の管理を文化財保護課へ移管し、遺跡と縄文時遊館を教育委員会が一体的に管理している。平成31年度以降は、三内丸山遺跡と縄文時遊館を有料化することとしている。

(豊川委員)

センター規則案の第4条に記載されている専門員及び技能技師について伺いたい。

(増田文化財保護課長)

専門員とは、文化財保護主幹や文化財保護主査で定年退職した者が再任用された場合の職名であり、従前の専門的な業務を行う。技能技師は公用車の運転業務を行う。配置できるように規定を設けたが、実際の配置については未定である。

(豊川委員)

センターへの配置人数を伺いたい。

(増田文化財保護課長)

現在検討中である。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、議案第2号は原案のとおり決定する。

## その他 職員の懲戒処分の状況について

(赤尾課長)

資料の9ページをご覧いただきたい。8月に行った職員に対する懲戒処分は2件であるが、社会的影響が大きな事案である事案2について、その概要をご説明する。

被処分者である三八地域市部以外の中学校教諭は、平成28年7月が運転免許証の有効期限であることに気付かず、更新手続きをしないまま失効した状態で1年2か月にわたり自動車を運転し、運転免許証の有効期限が過ぎ、失効していることを認識した後も、さらに2か月にわたり自動車を運転し続けていた。そして、平成29年12月13日に、仮免許運転違反を行ったとして検挙され、刑事処分を受けたものがある。また、当該職員は、平成18年にも、運転免許証の有効期限に気付かず、更新手続きをしないまま失効した状態で1年4か月にわたり自動車を運転し、失効していることを認識した後も自動車を運転していたものである。よって、当該職員に対して停職1月の懲戒処分を行ったものである。

(豊川委員)

以前も同様の違反をしており、処分の量定が軽いのではないか。

(赤尾教職員課長)

運転免許証の有効期限が過ぎたため、仮免許の手続きを行っていることから、今回の処分の量定となったものである。

(豊川委員)

この件に関して、教育長の意見を伺いたい。

(和嶋教育長)

教職員の交通違反については、酒気帯び運転等に対しては厳正に対処しているところである。今回の処分の量定については、職責、前例、処分の基準例等で判断しており量定が軽いものではない。

大切なのは違反を繰り返した教員が、自分の行いに対して十分に反省し、日常生活を改め、教員としてさらに研鑽を積み良い学校教育に携わっていただきたいということが、処分の一つのねらいである。

他に何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。

(和嶋教育長)

本日の定例会の議案等は以上であるが、議員からその他何か質問、意見はあるか。

(中沢委員)

新聞等で障害者雇用率について報道されているが、青森県教育委員会の現状を伺いたい。

(赤尾教職員課長)

障害者の雇用については、毎年6月1日現在の状況を厚生労働省へ各任命権者が報告することとなっており、青森県教育委員会としても平成29年6月1日現在の状況を報告し、その結果が公表されている。公表結果は、法定雇用率が2.2%のところ、1.95%の雇用率である。

現在、全国的に問題となっているのは、調査の取扱いが適正に行われていたかどうかということである。

問題となっている内容は、1つ目として障害者の対象範囲をどのように捉えるかという問題である。厚生労働省の取扱いでは、原則として障害者手帳を所持している者に限るということである。この取扱いに沿っているかが問題であると認識している。

2つ目は、障害者手帳の所持確認を行っているかという問題であると認識している。

本県では、平成25年度から毎年度、全教職員に対して障害の有無について、障害がある場合は、具体的な状況や等級について、はがきへ記載いただき、個人のプライバシーを確保するため、目隠しシールをはがきに貼り、提出していただいている。

今回問題となっているのは、障害者手帳を所持していない一部の者を対象へ含めているということ。また、障害があると回答いただいた一部の者の障害者手帳の写しを教育委員会として所持していないということが不適正な問題として指摘されている。

なお、8月31日付けで厚生労働省から再点検の依頼が文書で届いており、早急に再点検を行い、今後の対応を進めていきたいと考えている。

(中沢委員)

再点検の際は、手帳の所持を確認するのか。

(赤尾課長)

障害者手帳の所持確認は報告にあたっての前提となるものと認識している。

(中沢委員)

障害者手帳を所持している者だけを確認するのか。所持していないという確認は行わないものか。

(赤尾教職員課長)

毎年の調査において、障害の有無を確認していることから、無と回答いただいた者への確認は行わない。

(町田委員)

障害が無と回答いただいた者でも、障害がある可能性があるのではないか。

(赤尾課長)

今年の6月1日現在でも調査を実施しており、その調査において無と回答いただいた者は障害がない者と考えている。

(豊川委員)

障害の特性を考慮し、能力を発揮しやすい環境を用意していただきたい。

(野澤委員)

障害者法定雇用率を超えるよう努力していただきたい。

(和嶋教育長)

国から再点検の通知が届いていることから、県教育委員会では、作業を進めているところである。再点検の結果がまとまり次第、改めてご報告したいと考えている。